

**第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について****(分野名) 第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進****(施策名) 1 女性の人権を尊重した表現推進のためのメディアの取組の支援等****ア メディアにおける男女共同参画の推進、人権尊重のための取組等****1 主な施策の取組状況**

- ② 性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離
- ・ 青少年保護育成条例により青少年への販売等が規制されている有害図書類について、関係機関・団体、地域住民等と協力して関係業界に対して自主的措置を講ずるよう働きかけるとともに、個別の業者に対する指導の徹底や悪質な業者に対する取締りの強化を図っている。
- ③ 児童を対象とする性・暴力表現の根絶
- ・ 児童ポルノ画像に関する国際的な情報共有を行うためのデータベースとしてICPOにおいて平成21年度から運用開始されている「国際児童ポルノデータベース」について、平成23年3月から警察庁少年課に専用端末を整備して取組に参画し、海外捜査機関との情報共有を図っている。
  - ・ 警察庁では、毎年、東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取対策に関する取組について意見交換を行う国際会議を開催している。
  - ・ インターネット上に流通する児童ポルノやわいせつ図画等の違法情報・有害情報を、平成18年6月に運用を開始したインターネット・ホットラインセンター（IHC）からの通報やサイバーパトロールを通じて早期に把握し、検挙等の措置を講じている。
  - ・ 警察では、IHCから警察庁に通報される違法情報・有害情報について効率的な捜査を進めるため、違法情報・有害情報の発信元を割り出すための初期捜査を警視庁が一元的に行い、捜査すべき都道府県警察を警察庁が調整する「全国協働捜査方式」を推進している。
  - ・ 警察庁においては、インターネット・サービス・プロバイダ（ISP）等関連事業者による実効性のあるブロッキングの自主的導入に向けた環境整備に努め、平成23年4月から、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の一環として、ISP等による自主的なブロッキングが開始されている。
  - ・ 警察では、サイト管理者等に対する児童ポルノ画像等の削除要請を行うほか、警察庁では、安心ネットづくり促進協議会や児童ポルノ流通防止対策専門委員会に参画し、必要な情報提供や助言等を行うとともに、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体に対して児童ポルノ情報を提供するなど、民間の自主的な取組を支援している。
  - ・ IHCでは、外国のウェブサーバに蔵置された児童ポルノについて、INHOPe加盟団体に対して削除に向けた措置を依頼するなどしている。
- INHOPeとは、国際的なホットライン相互間の連絡組織で、平成11年に設立された。
- ④ 地域の環境浄化のための啓発活動の推進
- ・ 警察では、サイバー空間における犯罪被害から児童を守るため、警察やプロバイダ連絡協議会等が主催する研修会や学校の授業等の機会を利用した講演のほか、警察庁ウェブサイト、広報用パンフレット、情報セキュリティ対策DVD等により、サイバー犯罪の手口やインターネット上の違法情報・有害情報の現状、対策等について周知を図っている。

## 様式 1

### 2 取組結果に対する評価

- ② 性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離
  - ・ 平成 21 年から 25 年までの間に、有害図書等の自動販売機への収納・撤去義務違反により、37 人を検挙している。
- ③ 児童を対象とする性・暴力表現の根絶
  - ・ 「国際児童ポルノデータベース」の運用に基づき、海外捜査機関から情報提供を受けている。
  - ・ 国際会議の開催を通じて、海外捜査機関との連携強化が図られている。
  - ・ 毎年、IHC から通報に基づく検挙状況を公表しているところ、平成 25 年中はインターネット上のわいせつ電磁的記録媒体陳列や児童ポルノ公然陳列の違法情報を端緒とした検挙件数は減少している。
  - ・ 警察庁では、安心ネットづくり促進協議会に参画し、児童ポルノ対策に必要な情報の提供や助言、同協議会の実施する施策に参画した。また、児童ポルノ流通防止対策専門委員会が、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体として選定した一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会に URL 等の情報提供を行った。
  - ・ IHC で、平成 25 年中に INHOPE を通じて海外のホットラインに通報した児童ポルノ公然陳列情報は 1,728 件であり、平成 24 年 (1,320 件) と比べて 408 件 (+30.9%) 増加した。
- ④ 地域の環境浄化のための啓発活動の推進
  - ・ 近年、スマートフォンの急速な普及等を背景に、コミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った児童が増加傾向にあるほか、インターネット上における違法情報・有害情報が依然として後を絶たない現状にあることなどから、今後もより一層、サイバー空間における犯罪被害から児童を守るための広報啓発を行うことが重要である。

### 3 今後の方向性、検討課題等

- ② 性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離
  - ・ 今後とも、青少年保護育成条例により青少年への販売等が規制されている有害図書類について、関係機関・団体、地域住民等と協力して関係業界に対して自主的措置を講ずるよう働きかけるとともに、個別の業者に対する指導の徹底や悪質な業者に対する取締りの強化を図っていく。
- ③ 児童を対象とする性・暴力表現の根絶
  - ・ 今後も、「国際児童ポルノデータベース」を適正に運用し、海外捜査機関と緊密の情報交換を推進していく。
  - ・ 国際会議等を通じて、海外捜査機関等との更なる連携強化に努めていく。
  - ・ 「全国協働捜査方式」を効果的に活用した捜査活動を推進し、継続して検挙等の措置を講じていく。
  - ・ 今後も、関係機関、団体と連携し、インターネット上の児童ポルノ情報の排除を推進する。
  - ・ インターネット上に拡散した児童ポルノの削除については、迅速な対応が求められるところ、通報窓口である IHC の周知を図る必要がある。
- ④ 地域の環境浄化のための啓発活動の推進
  - ・ 引き続き、サイバー空間における犯罪被害から児童を守るため、犯罪被害の実態やインターネットの危険性等に関して、リーフレットの作成、警察庁ホームページへの掲載等による広報啓発活動を推進する。

## 様式 1

### 4 参考データ、関連政策評価等

#### ③ 児童を対象とする性・暴力表現の根絶

- 平成 25 年中の「インターネット・ホットラインセンター」の運用状況  
(<http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h25/pdf03-2.pdf>)
- IHCにおける海外ホットラインとの連携状況(児童ポルノ公然陳列情報の通報)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
件 数	943	1,490	1,240	1,728

(出典) インターネット・ホットラインセンター「統計情報」により作成

#### ④ 地域の環境浄化のための啓発活動の推進

- 警察庁サイバー犯罪対策ウェブサイト <http://www.npa.go.jp/cyber/index.html>

**第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**

(分野名) 第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進

(施策名) 1 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等  
ア メディアにおける男女共同参画の推進、人権尊重のための取組等

<p><b>1 主な施策の取組状況</b></p> <p>・文部科学省では、携帯電話やスマートフォンなどの急激な普及により、インターネット上の違法・有害情報サイトを通じた犯罪やいじめ等に青少年が巻き込まれている現状を踏まえ、インターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を保護者等に対して周知するため、有識者によるネットモラルキャラバン隊を結成し、学習・参加型のシンポジウムを開催するとともに（平成25年度：12か所）、啓発リーフレットの作成・配布等に取り組んでいる。</p> <p>また、フィルタリングの普及啓発など、地域の実情に応じた有害情報対策の推進を支援するなど、学校・家庭・地域社会が連携した有害情報対策を推進している。</p>
<p><b>2 取組結果に対する評価</b></p> <p>・青少年が携帯電話やスマートフォン等を通じて、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）上で不適切な投稿をしないことなど、適切なインターネットの利用について普及啓発し、メディアにおける人権の尊重に貢献した。</p>
<p><b>3 今後の方向性、検討課題等</b></p> <p>・スマートフォンをはじめとする新たな情報機器が急速に普及していることから、引き続き青少年が適切にインターネットを利用できるよう、普及啓発に取り組む。</p>
<p><b>4 参考データ、関連政策評価等</b></p>

**第 3 次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**

(分野名) 第 13 分野 メディアにおける男女共同参画の推進

(施策名) 1 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

イ インターネット等新たなメディアにおけるルール等の確立に向けた検討

<p><b>1 主な施策の取組状況</b></p> <p>① 現行法令による取締りの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット上に流通する児童ポルノやわいせつ図画等の違法情報・有害情報を、インターネット・ホットラインセンター（IHC）からの通報やサイバーパトロールを通じて早期に把握し、検挙等の措置を講じている。</li> <li>警察では、IHCから警察庁に通報される違法情報・有害情報について効率的な捜査を進めるため、違法情報・有害情報の発信元を割り出すための初期捜査を警視庁が一元的に行い、捜査すべき都道府県警察を警察庁が調整する「全国協働捜査方式」を推進している。</li> </ul>
<p><b>2 取組結果に対する評価</b></p> <p>① 現行法令による取締りの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年、IHCから通報に基づく検挙状況を公表している。平成 25 年中は、端緒情報の減少などにより、インターネット上のわいせつ電磁的記録媒体陳列や児童ポルノ公然陳列の違法情報を端緒とした検挙件数は減少している。</li> <li>平成 25 年中におけるコンピュータ・ネットワークを利用したわいせつ事犯の検挙は 781 件であり、事件検挙後はわいせつデータについて削除要請を行っている。</li> <li>平成 25 年中のわいせつDVD等の販売事犯の検挙状況は、181 営業所、177 件、288 人であり、押収したわいせつDVD等は 2,096,259 枚であった。</li> <li>児童ポルノ事犯については、取締りの強化により平成 23 年中、1,455 件、24 年中、1,596 件、25 年中、1,644 件と送致件数が増加している。</li> </ul>
<p><b>3 今後の方向性、検討課題等</b></p> <p>① 現行法令による取締りの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「全国協働捜査方式」を効果的に活用した捜査活動を推進し、継続して検挙等の措置を講じていく。</li> <li>今後もインターネット・ホットラインセンターから通報される違法・有害情報やさまざまな警察活動を通じて入手した情報についてわいせつ事犯該当性の判断を行ったうえで、検挙活動を推進していく。</li> <li>今後も、悪質な児童ポルノ事犯の取締りを推進する。</li> </ul>

## 様式 1

### 4 参考データ、関連政策評価等

#### ① 現行法令による取締りの強化

- コンピュータ・ネットワークを利用したわいせつ事犯の検挙件数の推移

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
検挙件数	218	699	933	781

(出典「平成 25 年中における風俗環境の現状と風俗関係事犯の取締り状況」により作成)

- 児童ポルノ事犯の送致状況

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
送致件数 (件)	1,342	1,455	1,596	1,644
ファイル共有ソフト利用事犯	156	368	519	507
送致人員 (人)	926	1,016	1,268	1,252

## 第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進

(施策名) (1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

イ インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討

## 1 主な施策の取組状況

## ・ガイドライン策定・改訂の支援等

インターネット上の違法・有害情報の流通に関しては、通信4団体で構成する違法情報等対応連絡会において、「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」を策定した上で、プロバイダ等が適切に削除等の対応を行っているところであり、総務省としても、同ガイドラインやモデル条項の策定や改訂に当たり、必要な支援等を実施している。

## ・プロバイダ責任制限法の執行

女性の人権も含め、インターネット上で権利侵害情報が流通した場合に関しては、プロバイダ責任制限法において、プロバイダ等がこれを削除又は削除しない場合の責任関係を定めており、この法律の執行を通じ、プロバイダ等による適切な削除等の対応が可能になる環境を構築している。

## ・違法・有害情報相談センターの設置・運営

インターネット上に流通した情報による被害に関係する一般の利用者等からの相談に関しては、総務省が設置・運営している違法・有害情報相談センターにおいて受け付け、具体的な削除方法についてのアドバイス等を行っている。

## 2 取組結果に対する評価

各プロバイダ等においては、上記のガイドライン、契約約款モデル条項やプロバイダ責任制限法に基づき、適切に削除等の対応を行っているものと評価している。

なお、「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」については、必要に応じ、改訂を行っており、総務省としても、必要な支援を行っている。

さらに、「違法・有害情報相談センター」も、相談件数が年々増加傾向にあるなど、利用者からの相談窓口等としての機能を適切に果たしていると考えている。

## 3 今後の方向性、検討課題等

各取組については、その重要性が一層、増加していることから、引き続き実施していくことが必要であり、総務省としても、必要な支援を行うなど、適切な対応を行っていきたいと考えている。

## 4 参考データ、関連政策評価等

## 第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進(施策名) 1 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等イ インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討

## 1 主な施策の取組状況

- ① インターネット等新たなメディアにおける情報の規制等及び利用環境整備の在り方に関する検討
- ・青少年のインターネット利用に係る効用、トラブル、フィルタリングの概要等についてとりまとめた啓発資料を作成し、青少年・保護者・教職員を対象として、学校等でフィルタリング普及啓発セミナーを継続して開催。
  - ・平成24年度からは、フィルタリング普及啓発セミナーに加え、地域の指導者等向けセミナーを開催し、インターネット接続機器等に関する理解促進を支援。
  - ・平成22年度に策定した望ましいフィルタリング提供の在り方についての判断基準を踏まえ、平成23年度から継続して、青少年によるインターネット接続機器の利用実態調査を実施。結果は事業者にフィードバックし、当該基準に準じた自主的かつ主体的な対応を推進。
  - ・平成24年度から年2回、事業者によるインターネット接続機器ごとのフィルタリング対応状況の調査を実施。

## 2 取組結果に対する評価

- ① インターネット等新たなメディアにおける情報の規制等及び利用環境整備の在り方に関する検討
- ・フィルタリング普及啓発セミナー及び指導者等向けセミナーを相当回数実施。
  - ・フィルタリング普及啓発セミナー後のアンケートにおいて、セミナー内容を理解したとする回答の割合は、いずれの受講者区分においても9割程度と高かった。
  - ・インターネット利用実態調査の結果、フィルタリングソフト利用率は向上傾向にある。
  - ・直近のインターネット接続機器ごとのフィルタリング対応状況調査の結果、対象機種全てについてフィルタリング対応措置が取られている。

## 3 今後の方向性、検討課題等

- ② インターネット等新たなメディアにおける情報の規制等及び利用環境整備の在り方に関する検討
- ・フィルタリング普及啓発セミナー等について、インターネット利用環境の変化に応じ、啓発資料及び啓発講座の内容を更新しつつ、引き続き開催し、フィルタリング利用の推進に努める。
  - ・インターネット接続機器の利用実態調査の結果を踏まえ、引き続き、フィルタリングを利用しやすい環境の整備を推進する。
  - ・引き続き、機器ごとのフィルタリング対応状況調査を実施し、事業者によるフィルタリング提供を推進する。



## 様式 1

### 4 参考データ、関連政策評価等

・フィルタリング普及啓発セミナー及び指導者等向けセミナーの開催実績

	22 年度	23 年度	24 年度		25 年度	
フィルタリング普及啓発セミナー	58 回	40 回	30 回	3,709 人	15 回	1,772 人
指導者向けセミナー			11 回	247 人	20 回	478 人

※男女別の集計は行っていない。

・フィルタリング普及啓発セミナーのアンケートで「内容を理解した」と回答した割合

	保護者	教職員	小学生	中学生	高校生
平成 24 年度	87.6%	88.8%		87.1%	90.9%
平成 25 年度		91.2%		95.6%	87.1%

※男女別の集計は行っていない。

・青少年のインターネット利用実態調査結果

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
機器全体におけるフィルタリングソフト利用率	21.8%	25.4%	37.6%

※男女別の集計は行っていない。

・インターネット接続機器ごとのフィルタリング対応状況調査結果（平成 26 年 5 月）

対象機器	URL 任意入力可能機種	措置内容		
		ソフト組込	利用誘導※	プロキシサーバ方式
デジタルテレビ	99 機種	0 機種	0 機種	99 機種
パーソナルコンピュータ	157 機種	139 機種	18 機種	0 機種
タブレット端末・携帯音楽プレーヤ	28 機種	16 機種	12 機種	0 機種

※ブラウザのブックマークやデスクトップにフィルタリングソフトのリンクや紹介を配置する等